

法令適用事前確認手続 回答書

平成20年9月22日

山田慶三 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

平成20年8月26日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実のうち、2.(2)①については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項の適用対象となり、2.(2)②については、同法第3条第1項の適用対象とならない。

2 見解及び根拠

建設業法第3条第6項は、一般建設業の許可を受けた者が当該許可に係る建設業について特定建設業の許可を受けたときは、特定建設業の許可と同一の業種の一般建設業の許可は、その効力を失うこととした規定である。

また、同法第3条第1項は、建設業を営もうとする者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受ける義務があることを定めたものである。